

企画提案総括票

商 号 又 は 名 称			
担 当 者 名		企画提案書総件数※	件
連 絡 先 電 話 番 号			
連 絡 先 メールアドレス			
書 類 送 付 先	郵 便 番 号	〒	
	住 所		
	宛 先 事 業 者 名		

※機関(法人等)としての総件数を記入してください。

科目 番号	科目名	開講希望月	訓練実施施設名	フロア・教室名

※機関（法人等）としての全ての提案を記入してください。
記入欄が不足する場合は、行追加して2枚目以降を作成してください（【記入例】の削除可）。

【記入例】

科目 番号	科目名	開講希望月	訓練実施施設名	フロア・教室名
R01	Webデザイン制作科(3か月)	6・9・12・3	〇〇スクール なんば校	5階 A教室
R02	Webデザイン+プログラミング基礎科(4か月)	6・7・9・10	〇〇スクール 梅田校	5階 B教室
R25	介護職員初任者研修科	8・1	△△福祉専門学校 咲洲校	6階 C教室 7階 D教室

誓 約 書

「大阪府委託訓練事業(離職者等再就職訓練)に係る企画提案公募要領」に規定する
企画提案公募参加資格をすべて満たしていることを申告します。

必要な資格を満たしていないことが判明したとき、又は提出した書類の内容に虚偽の
記載があることが判明したときは、提案内容が失格となり、契約解除に伴う違約金の支
払い、入札参加資格停止等の措置を受けても、異議を申し立てません。

大 阪 府 知 事 様

所 在 地 :
商 号 又 は 名 称 :
代 表 者 職 ・ 氏 名 :

施設別 運営体制一覧表 (複数校で提案する場合)

商号又は名称：

訓練運営担当者

区 分	校	校	校	校	校	校	校
訓練実施責任者氏名							
事務担当者氏名							
苦情処理責任者氏名							
就職支援責任者氏名							
就職支援担当者氏名							

※同一機関(法人等)において複数校(施設)の企画提案をしている場合、各校の提案様式第 B－1 号及び様式第 B－4 号の責任者名・担当者名を記入する。

令和5年度・令和6年度に実施した訓練等における就職状況

商号又は名称：

※期間の長短を問わず国、自治体、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の公的機関から受託した職業訓練に関する就職実績を記入。

	訓練コース 番号	訓練科名	委託者 (国、自治体、機構等)	訓練期間	訓練生数	中退者	うち中退 就職者数 (ア)	修了者 (イ)	うち修了 就職者数 (ウ)	就職率 平均値 (自動計算)
(例)	23R0603	医療事務＋OA基礎科(3か月)【託児付】	大阪府	令和5年6月1日 ～ 令和5年8月31日	30	5	3	25	15	64.3
令和5 年度				～						
				～						
				～						
				～						
				～						
令和6 年度				～						
				～						
				～						
				～						
				～						
計	—	—	—	—						—

- ※ 就職率平均値＝((ア)欄の計＋(ウ)欄の計)÷((ア)欄の計＋(イ)欄の計)×100
- ※ 全ての科目の実績を記入すること。
- ※ 修了者数は、訓練を修了した人数を記入すること。
- ※ 中退者数は、訓練を中退した人数を記入すること。
- ※ 各年度において、実施した全てのコースを記入すること。
- ※ 提案する事業者全体の実施した科目の全ての実績を記入すること。
- ※ 大阪府の委託訓練の就職率については、就職状況報告書における全体の就職状況の就職率を記入すること。

障がい者の雇用状況についての報告書

大阪府知事様

所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

障がい者の雇用の状況について下記のとおり報告します。

※自動計算

法定雇用数の 算定基礎となる 労働者数 ①	雇用障がい者総数 ②	障がい者雇用率 (%) ③=(②÷①×100)	法定雇用数 ④(①×2.5%)	法定超過雇用数 ⑤=②-④
		#DIV/0!		

【雇用労働者数】 ※障がいの有無は不問。

①	常用雇用労働者(週30時間以上)		×1	=	
②	短時間労働者(週20時間以上30時間未満)		×1/2	=	
③	除外率(専修学校・大学・短大は0.2、その他の事業者は0を入力)		×(①+②)	=	
	計(1+2-3)= ①				

【障がい者雇用数】 ※()内は週当たり勤務時間数

④	重度身体障がい者(週30時間以上)		×2	=	
⑤	身体障がい者(週30時間以上)		×1	=	
⑥	重度身体障がい者(週20時間以上30時間未満)		×1	=	
⑦	身体障がい者(週20時間以上30時間未満)		×1/2	=	
⑧	重度身体障がい者(週10時間以上20時間未満)		×1/2	=	
⑨	重度知的障がい者(週30時間以上)		×2	=	
⑩	知的障がい者(週30時間以上)		×1	=	
⑪	重度知的障がい者(週20時間以上30時間未満)		×1	=	
⑫	知的障がい者(週20時間以上30時間未満)		×1/2	=	
⑬	重度知的障がい者(週10時間以上20時間未満)		×1/2	=	
⑭	精神障がい者(週30時間以上)		×1	=	
⑮	精神障がい者(週20時間以上30時間未満)		×1	=	
⑯	精神障がい者(週10時間以上20時間未満)		×1/2	=	
	計 ②				

太枠内の該当する項目
に数字を記入してくださ
い。
(その他の項目は自動
計算)

※a:障がい者雇用の有無に関わらず、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条第7項の規定による障がい者雇用状況の報告義務のない事業者はすべて提出してください。
(常用労働者40人未満の事業者)
※b:①②④の項目は小数点以下の端数は切捨てます。
※c:③の障がい者雇用率(%)は小数点第2位までとします(第3位を四捨五入)。
※d:①雇用労働者の算定に当たっては、障がいの有無を問わず、1年以上勤務見込みの労働者のうち、週30時間以上の労働者は×1、週20時間以上30時間未満の労働者は×0.5で計算します。

(記入に当たっての注意事項)

○ 常用雇用労働者の範囲

常用雇用労働者とは雇用契約の形式如何を問わず、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、次のように1年を超えて雇用される者(見込みを含みます。)をいいます。なお、1週間の所定労働時間が20時間未満の方については、障害者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれません。
※昼夜学生や2つの事業主に雇用されている労働者であっても、週所定労働時間が20時間以上である労働者は常時雇用する労働者となります。

- ① 雇用期間の定めのない労働者
- ② 1年を超える雇用期間を定めて雇用されている者
- ③ 一定の期間(1か月、6か月等)を定めて雇用される者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者、又は雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者(1年以下の期間を定めて雇用される場合であっても、更新の可能性がある限り、該当する)
- ④ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されている者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者(上記③同様。)

以下の労働者については、取扱いにご留意ください。
□ 「出向中」の労働者は、原則として、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、当該必要な主たる賃金を受ける事業主についての判断が困難な場合は、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。
□ 「休業中」の労働者(育児休業等含む。)は、現実かつ具体的な労務の提供がなく、そのため給与の支払いを受けていない場合もありますが、事業主との労働契約関係は維持されているので、常用雇用労働者に含まれます。
□ 外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とします。したがって、現地で採用している労働者は含みません。
□ 生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。
□ いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間に多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合があります。
□ 65歳以上の労働者であっても、常用雇用労働者に含まれます。

○ 短時間労働者

短時間労働者とは、常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

○ 対象となる障がい者について

対象となる障がい者は、以下のいずれかに該当する労働者です。

- (1) 身体障がい者、重度身体障がい者
原則として、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方及び7級に該当する障がい者が2以上重複する方です。
重度身体障がい者とは、身体障害者手帳の等級が1級または2級とされる方及び3級に該当する障がいを2以上重複して有すること等によって2級に相当する障がいを有する方です。
- (2) 知的障がい者、重度知的障がい者
児童相談所、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医(以下「判定機関等」といいます。)または障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障がい者と判定された方です。
重度知的障がい者とは、知的障がい者のうち知的障がいの程度が重いと判定された方です。具体的には、次のいずれかの場合に、重度知的障がい者に該当します。
・療育手帳で程度が「A」とされている方
・療育手帳の「A」に相当する程度(特別障害者控除を受けられる程度等)とする判定書をもらっている方(上記の判定機関等による判定書が対象です。)
・障害者職業センターにより重度知的障がい者と判定された方(障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障がいの程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。)
- (3) 精神障がい者
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。

○ 雇用障がい者数のカウントの方法について

対象となる障がい者を1人雇用している場合のカウント数は、次のとおりです。

		常用雇用労働者		
週所定労働時間		30時間以上	短時間労働者 20時間以上 30時間未満	特定短時間労働者(※2) 10時間以上 20時間未満
身体障がい者		1	0.5	
	重 度	2	1	
知的障がい者		1	0.5	
	重 度	2	1	
精神障がい者		1	1(※1)	0.5

※1 精神障がい者である短時間労働者について、当分の間、雇用率上、1人の雇用をもって1とカウントします。
※2 週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、雇用率上、0.5カウントとします。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、
下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

A 事業主	(ふりがな) 法人名称		住 所	〒 — — (TEL — —)	① 事業 の種類	産業 分類		② 事業所 の数	
	(ふりがな) 氏名又は代表 者氏名								
	③ 法人番号								
	B 雇 用 の 状 況	区 分	合 計	C 事業所別の内訳					
④ 適用事業所番号			—	—	—	—	—	—	—
⑤ 事業所の名称									
⑥ 事業所の区分 1 特例子会社に含まれる事業所 2 指定就労継続支援A型事業所 3 上記1及び2以外									
⑦ 事業所の所在地									
⑧ 事業の内容									
⑨ 除外率			%	%	%	%	%		
⑩ 常用雇用労働者の数									
(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		人	人	人	人	人	人		
(ロ) 短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人		
(ハ) 常用雇用労働者の数 [イ+ロ×0.5]		人	人	人	人	人	人		
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎 となる労働者の数		人	人	人	人	人	人		
⑪ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数									
(ホ) 重度身体障害者の数		人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()		
(ヘ) 重度身体障害者以外の 身体障害者の数	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
(ト) 重度身体障害者である 短時間労働者の数	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
(チ) 重度身体障害者以外の身体障 害者である短時間労働者の数	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
(リ) 重度身体障害者である 特定短時間労働者の数	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
(ス) 身体障害者の数 [(ホ×2)+ヘ+ト+(チ+リ)×0.5]	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
(ル) 重度知的障害者の数	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
(ヲ) 重度知的障害者以外の 知的障害者の数	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
(ワ) 重度知的障害者である 短時間労働者の数	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
(カ) 重度知的障害者以外の知的障 害者である短時間労働者の数	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
(コ) 重度知的障害者である 特定短時間労働者の数	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
(ク) 知的障害者の数 [(ル×2)+ワ+ヲ+(カ+コ)×0.5]	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
(セ) 精神障害者の数	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
(ノ) 精神障害者である 短時間労働者の数	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
(ハ) 精神障害者である 特定短時間労働者の数	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
(ニ) 精神障害者の数 [セ+ハ+(ノ×0.5)]	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
⑫ 計 [⑪の(ス)+⑪の(ハ)+⑪の(ニ)]	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()			
⑬ 実雇用率 (⑫/⑩のニ×100)	%	⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(⑩のニ×法定雇用率)-⑫]					人		
D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数									
視覚障害者（第1号に該当する者）	人	人	人	人	人	人			
聴覚又は平衡機能障害者 （第2号に該当する者）	人	人	人	人	人	人			
音声・言語・そしゃく機能障害者 （第3号に該当する者）	人	人	人	人	人	人			
肢体不自由者（第4号に該当する者）	人	人	人	人	人	人			
内部障害者（第5号に該当する者）	人	人	人	人	人	人			
E 障害者 雇用推進者	役職名	氏名	F 記入 担当者	所属部課名	氏名				

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所
処理欄

様式第6号 （裏面）

〔注意〕

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条、第45条の2又は第45条の3の特例の認定を受けた事業主については、この様式は使用せず、それぞれ様式第6号の2、様式第6号の3又は様式第6号の4を使用すること。
- 2 ①欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ②欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 4 ⑥欄には、法第44条の特例における子会社に含まれる事業所である場合は「1」を、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）の場合は「2」を、それ以外の事業所である場合は「3」を記載すること。
- 5 ⑧欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 6 ⑨欄には、⑧欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 7 ⑩(イ)欄並びに⑪(ホ)、(ヘ)、(ル)、(ヲ)及び(レ)欄には、短時間労働者の数を含めないこと。
- 8 ⑩(ニ)欄には、⑩(ハ)欄の数に⑨欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑩(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 9 ⑩(ハ)及び(ニ)欄、⑪(ヌ)、(タ)及び(ネ)欄並びに⑫欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 10 ⑪欄及び⑫欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 10-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、⑪(リ)欄に重度身体障害者、⑪(ロ)欄に重度知的障害者、⑪(ツ)欄に精神障害者の数をそれぞれ記載すること。ただし、A型事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 10-3 ⑩(ロ)欄、⑪(ト)、(チ)、(リ)、(カ)及び(リ)欄には、特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 11 ⑬欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 12 ⑭欄には、⑩(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑫欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.5、特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2に掲げるものに限る。）にあつては100分の2.8であること。
- 13 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。
- 14 E欄の障害者雇用推進者とは、法第78条第2項の規定に基づいて選任される者をいうものであること。